

【営業時間短縮要請への協力割合(6月21日から7月19日まで)】

埼玉県には、令和3年4月20日から8月1日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されました。

県では、重点措置を講じるべき区域（以下、措置区域）内の飲食店に対しては午後8時まで、措置区域以外の飲食店に対しては午後9時までの営業時間短縮の要請を行いました。

6月21日から7月19日までは、13市町^{※1}を解除し、さいたま市及び川口市を継続して措置区域としました。

県が調査した営業時間短縮要請への協力状況の結果は、次のとおりです。

※1 13市町：川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町

	さいたま市・川口市 (～20時00分)			その他の地域 (～21時00分)		
	確認 店舗数	営業 店舗数	協力率	確認 店舗数	営業 店舗数	協力率
6月21日 (月曜日)	404	13	96.8%	492	19	96.1%
6月22日 (火曜日)	694	19	97.3%	532	30	94.4%
6月23日 (水曜日)	318	14	95.6%	332	42	87.3%
6月24日 (木曜日)	573	31	94.6%	262	17	93.5%
6月25日 (金曜日)	196	13	93.4%	344	13	96.2%
6月26日 (土曜日)	1,020	72	92.9%	375	13	96.5%
6月27日 (日曜日)	431	4	99.1%	382	18	95.3%
6月28日 (月曜日)	367	14	96.2%	881	72	91.8%
6月29日 (火曜日)	143	3	97.9%	861	60	93.0%

6月30日 (水曜日)	898	49	94.5%	333	6	98.2%
7月1日 (木曜日)	763	34	95.5%	1,093	70	93.6%
7月2日 (金曜日)	290	10	96.6%	1,138	93	91.8%
7月3日 (土曜日)	189	7	96.3%	534	53	90.1%
7月4日 (日曜日)	250	10	96.0%	607	23	96.2%
7月5日 (月曜日)	1,088	55	94.9%	655	34	94.8%
7月6日 (火曜日)	195	7	96.4%	533	30	94.4%
7月7日 (水曜日)	314	9	97.1%	496	29	94.2%
7月8日 (木曜日)	680	34	95.0%	862	63	92.7%
7月9日 (金曜日)	940	50	94.7%	611	45	92.6%
7月10日 (土曜日)	566	14	97.5%	293	45	84.6%
7月11日 (日曜日)	254	7	97.2%	709	24	96.6%
7月12日 (月曜日)	1,118	32	97.1%	0	0	-
7月13日 (火曜日)	138	4	97.1%	444	18	95.9%
7月14日 (水曜日)	191	10	94.8%	598	36	94.0%
7月15日 (木曜日)	416	14	96.6%	936	32	96.6%

7月16日 (金曜日)	804	52	93.9%	240	16	93.3%
7月17日 (土曜日)	807	35	95.7%	386	13	96.6%
7月18日 (日曜日)	296	7	97.6%	914	31	96.6%
7月19日 (月曜日)	286	13	95.5%	701	42	94.0%